

6 埋立てに関する条例関係

無秩序な埋立てによる土壌の汚染や災害を防止するため、市では条例を整備し対策の強化を図ってきたが、平成10年1月1日から、千葉県において事業区域3千平方メートル以上を対象とした埋立てに関する条例（いわゆる残土条例）が施行された。これに伴い、市（旧1市3町）でも市内の土地（5百平方メートル以上3千平方メートル未満）で行う土砂等の埋立てや、一時たい積行為などによる土壌の汚染と災害の発生の防止を目的に必要な規制を行う条例を制定し、市民の安全確保と生活環境の保全に努めている。

表 6 - 1

年 度	市 条 例 許可件数	市条例 分面積 (㎡)	県 条 例 許可件数	県条例分面積 (㎡)	合計面積 (㎡)
平成25年度	8	11,809	1	16,480	28,289
平成26年度	5	7,467	1	6,276	13,743
平成27年度	5	11,023	0	0	11,023
平成28年度	5	5,062	1	7,466	12,528
平成29年度	9	20,656	1	6,929	27,585
過去5年合計	32	56,017	4	37,151	93,168

図 6 - 1

